

令和 5 年 7 月 4 日

大型公共施設建設特別委員会

市民部スポーツ振興課
都市整備部公園課

四ツ池公園運動施設の整備方針について（案）

四ツ池公園運動施設の整備方針については、遠州灘海浜公園篠原地区に静岡県が新たにプロ野球開催可能な野球場を整備することを前提として、以下の内容のとおりとする。

1 四ツ池公園は、陸上競技場を整備する。

理由：陸上競技場は四ツ池公園以外にはないため。

2 陸上競技場は、公認 2 種以上の施設とし、サブトラックを併設する。

理由：全国規模の大会の開催と、現陸上競技場の特徴である市内のアスリートの練習の場を確保するため。

3 四ツ池公園内の現野球場の機能は、静岡県において整備される遠州灘海浜公園篠原地区の野球場で担うこととし、市が整備する野球場は、既存の野球場の機能向上も含め、高校野球の大会が開催できる規模とする。

理由：県の整備する野球場は、一定の規模及び機能が想定できるため。

市内の複数の野球場で大会等を実施しており、機能向上も対応可能なため。

附則

本整備方針は、遠州灘海浜公園篠原地区の野球場の整備の状況に大きな変化が生じた場合等は、必要な修正を行う。